

## 「高齡社会」の表現について

### (平成18年度高齡社会白書)

一般に、高齡化率が7%を超えた社会を「高齡化社会」、14%を超えた社会を「高齡社会」と呼んでいる。

「高齡化社会」という用語は、1956(昭和31)年の国連の報告書において、当時の欧米先進国の水準を基にしつつ、仮に、7%以上を「高齡化した(aged)」人口と呼んでいたことに由来するのではないかとされているが、必ずしも定かではない。

また、「高齡社会」については、高齡化率が7%からその2倍の14%に到達するまでの期間(倍化年数)が、高齡化の進展のスピードを示す指標として国際比較などでよく使われていることから、高齡化率14%を一つの基準として、これを超えたものを「高齡社会」と呼んでいるものと考えられる。

(中略)

なお、今後到来が予想される高齡化率の一段と高い社会を「超高齡社会」と呼ぶことがあるが、これについても特に明確な定義があるわけではない。

### (平成19年度高齡社会白書)

我が国では、昭和50年に5%に満たなかった高齡化率(総人口に占める65歳以上人口の比率)が一貫して上昇を続け、平成17年には初めて20%を超え、世界で最も高齡化が進んだ国となりました。このように、我が国が直面している高齡社会を、国民が活力を持ち安心して暮らすことができる社会としていくためには・・・

このように、国では国際的な通例に従って高齡化率が7%を超えた社会を「高齡化社会」、14%を超えた社会を「高齡社会」と呼んでいる。

なお、高齡者の比率が増えている状態を表す場合は「高齡化」と表現している。

## これまでの審議会意見と今後の論議方向

論議の進め方について（前回意見）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・データに基づいて考えていくことが必要。</li> <li>・これからどんな社会を求めていくのかなど理念的なものも議論すべき。</li> <li>・視点を絞って取り組むことも必要。</li> <li>・インターネットを使いたいじめや犯罪などが問題となっており、高度情報化時代についても認識が必要。また、地球環境の視点も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現実追認的な議論も空想的な議論もだめ。計画作りは帯広にとっての現実的な理念を語る必要がある。</li> <li>・各部会で指標を議論する際には全体の目標水準を合わせることも必要。基礎資料として指標もいくつかの事例を提供してほしい。</li> <li>・ただ数値目標を達成することにのみ力を注ぐという本末転倒を招くことのないよう、数値目標設定の際にはその背景なども整理しておく必要がある。</li> </ul>

社会経済情勢と帯広市の状況	論議の方向性 (今回の審議会の議論)	部会の議論に委ねる項目
<p><b>1. 少子高齢社会の到来と高齢化のさらなる進行</b></p> <p>(帯広市の高齢化の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広市の平成17年度の高齢化率は19.0%で、高齢者1人に対する生産年齢人口の割合は3.5人。10年前の平成7年度の高齢化率は12.1%で、高齢者1人に対する生産年齢人口の割合は5.8人。</li> <li>・現在から13年後の平成32年には高齢化率は28.1%に達し、高齢者1人に対する生産年齢人口の割合は2.1人となることが予測されている。</li> </ul> <p>(帯広市における高齢化の影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広市の国民健康保険の一人当たり医療費は平成7年度から17年度の10年間で24.3%増加。</li> <li>・要介護認定者数は平成12年から18年度の6年間で94.4%増加</li> </ul> <p>(帯広市の少子化の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広市の合計特殊出生率は1.39で全国の1.26、全道の1.15を上回るが、長期的に人口を維持できる水準(2.07)を大きく下回る。出生数はこの10年で23.8%減少</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な論点例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働人口の減少に対応したまちづくりをどうすすめるべきか</li> <li>・人口減少社会で地域活力をどう維持していくべきか</li> <li>・高齢者が地域社会で活躍できるまちづくりをどう考えるべきか</li> <li>・地域を支える人づくり・特色のある教育をどうすすめていくべきか</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>(前回意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢社会をもっと危機感をもって認識すべき。</li> <li>・少子高齢化に関するデータを様々な場面で示し、市民に大変だということを理解してもらうことが必要。</li> <li>・国保の医療費などのデータは、同じ自治体の比較があれば議論しやすい。</li> <li>・人口は町村を含めて考えることも必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>



#### 4 . 本格的なネットワーク時代の到来

(高速交通ネットワークの整備状況)

- ・平成 21 年度にはトマム - 占冠間が開通、23 年度には全面開通の予定
- ・全面開通により十勝清水 - 夕張間は 50 分短縮され 1 時間 10 分で結ばれる。
- ・H19 ダイヤ改正により札幌 - 帯広間の平均所要時間は 5 分短縮、振り子列車の運行本数は 16 本 20 本に増加

(情報化の進展状況)

- ・北海道のプロードバンド利用可能世帯率は 91%、携帯電話普及率は 86%

【主な論点例】

- ・都市間競争時代のまちづくりはどうあるべきか
- ・個性ある地域づくりをどうすすめるべきか
- ・
- ・

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

#### 5 . 安心安全に対する意識の高まり

(輸入食品の動向)

- ・平成 18 年の輸入食品の食品衛生法違反件数は 10 年前の約 2 倍 (輸入量は 31%増)
- ・違反件数・重量は、ともに 1 位がアメリカ、2 位が中国。主な違反内容は加工食品の大腸菌群陽性、野菜の農薬残留基準違反など。

(災害の脅威の高まり)

- ・海溝型地震の脅威のほか、地球温暖化に伴い大雨の頻度や熱帯低気圧の強度の増加が懸念されている。
- ・一人暮らしの高齢者など災害時要援護者の増加

【主な論点例】

- ・食の安全が求められる時代のまちづくりはどうあるべきか
- ・安全を守るため地域社会はどのような役割を果たすべきか
- ・
- ・

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

## 6 . 地方分権改革の推進

### (第1期地方分権改革)

- ・地方分権一括法の制定（H12.4.1 施行）により、国と地方の役割の明確化・機関委任事務の廃止・国の関与のルール化などが図られた。

### (第2期地方分権改革)

- ・地方分権改革推進法の制定（H19.4.1 施行）により第2期地方分権改革論議がスタート。H22.3 月までの新分権一括法案提出に向け、国と地方の役割分担の徹底した見直し、地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策について調査審議中。

### (三位一体の改革)

- ・H16 年度から H18 年度において、国から地方へ約 3 兆円を税源移譲。
- ・三位一体の改革に係る地方交付税の総額抑制の帯広市の影響額は約 28 億円。

### (道州制の検討)

- ・「道州制の導入は適当と考えられる。」という地方制度調査会（総理の諮問機関）の答申（H18.2）を受けて現在検討中。

### (広域連携の推進)

- ・市町村消防の広域化（H24 までを目途に検討）。
- ・国民健康保険の都道府県単位での運営

#### 【主な論点例】

- ・帯広市の特色・帯広らしさとは何か
- ・分権時代の財政運営はどうあるべきか
- ・
- ・

- （前回意見）
- ・計画と財政は一緒に議論すべき。

総合計画策定審議会の当面の協議事項（予定）

				協議事項
平成19年度	10月	審議会	第3回	<p style="text-align: center;"><b>諮 問</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体を取り巻く社会経済情勢について</li> </ul>
	11月		勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい総合計画の考え方について</li> <li>・帯広市の現状について</li> <li>・第五期総合計画の進捗状況について</li> </ul>
			第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のまちづくりの方向について</li> </ul>
	12月		第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のまちづくりの方向について</li> <li>・部会での協議事項について</li> </ul>
	1月	部会又は 審議会	第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野における課題、目指すべき目標、基本方向等について</li> <li>・中間報告のとりまとめについて</li> </ul>
	第7回			
2月	第8回			
3月	第9回			
4月 ～6月	（月2 ～3回 のペースで開催）			
平成20年度	6月			<b>中間報告</b>
	7月 ～10月		（月1 ～2回 のペースで開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申に向けた検討</li> </ul>
	10月			<b>答 申</b>

## 部会の構成(案)

部会	検討分野	
都市機能・産業部会	都市計画 住宅・住宅地 交通網(航空・鉄道・高速道路) 農林業 工業 商業 観光 労働 産業連携 中心市街地活性 国内・国際交流 その他	
安心・安全部会	保健・医療 地域福祉 高齢福祉 障害福祉 社会保障 子育て 防災・消防 防犯 消費生活 交通安全 その他	(各部会共通項目)
生活・環境・教育部会	環境保全 ごみ減量・資源化 景観 生活道路 公園・緑化 上下水道 河川 幼児教育 学校教育 高等教育 生涯学習 文化・スポーツ その他	市民協働 地域コミュニティ 自治体経営 広域連携 男女共同 その他
共通部会	各部会における協議の中で、各部会で共通して協議すべき項目が出てきた場合などに適宜開催。 (構成メンバー: 審議会会長、職務代理者、各部会長・副部会長)	